

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社丸泰
法人番号：1200001005051
住所：岐阜県岐阜市領下6丁目46番地
- 指名停止措置期間：令和5年5月23日から令和5年7月3日まで(6週間)
- 指名停止措置の範囲：中部地方測量部管内
- 事実概要：

株式会社丸泰は、愛知県内の民間建築工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超える請負金額をもって下請契約を締結していたことにより、同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和5年4月5日中部地方整備局長から営業停止処分(10日間)を受けた。

5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である株式会社丸泰の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措置要領	期間
1~12 略	略
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
14~16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)